

# 宮城県公報

宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

### 告 示

ページ

○昭和四十六年宮城県告示第九百七十三号(鳥獣保護区の設定)の一部改正	(自然保護課)	一
○昭和五十六年宮城県告示第千八百八十六号(鳥獣保護区の設定)の一部改正	(同)	三
○鳥獣保護区特別保護地区の指定	(同)	四
○休猟区の指定	(同)	四
○特例休猟区の指定(二件)	(同)	九
○昭和四十六年宮城県告示第九百七十五号(銃猟禁止区域の設定)の一部改正	(同)	九
○昭和五十六年宮城県告示第千九百九十四号(銃猟禁止区域の設定)の一部改正	(同)	一
○平成三年宮城県告示第千二百三十二号(銃猟禁止区域の設定)の一部改正	(同)	二
○平成十五年宮城県告示第千十六号(指定猟法禁止区域の設定)の一部改正	(同)	三
○特定非営利活動法人の設立の認証申請	(共同参画社会推進課)	三
○救急医療機関の撤回の届出	(医療整備課)	四
○平成十九年宮城県告示第百三十八号(漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定)の一部改正	(農林水産経営支援課)	四
○家畜伝染病の発生	(畜産課)	五
○宮城県美術館特別展「フェルメールからのラブレター展」に係る		

観光料の徴収事務の委託  
公 告

(教育庁生涯学習課)

一五

○仙塩広域都市計画区域区分の変更に係る公聴会の開催

(都市計画課)

一五

○開発行為に関する工事の完了

(建築宅地課)

一六

教育委員会

○宮城県立高等学校学則の一部を改正する規則

(宮城県立高等学校)

一六

○県立中学校学則の一部を改正する規則

(県立中学校)

一七

選挙管理委員会

○宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

(選挙管理委員会)

一七

## 告 示

○宮城県告示第七百八十六号

昭和四十六年宮城県告示第九百七十三号(鳥獣保護区の設定)の一部を次のように改正し、平成二十三年十一月一日から施行する。

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 区域  
薬菜山鳥獣保護区の項第二号及び第三号を次のように改める。

加美郡加美町字鹿原地内鳴瀬川水沼橋右岸を起点とし、同所から町道原町谷地袋線を南進し町道出都滝庭線との交点に至り、同所から同町道を西進し町道西上野目青野線に至り、同所から同町道を西進及び北東進し鳴瀬川岩城橋に至り、同橋から鳴瀬川右岸を南東進し味ヶ袋橋を経て起点に至る線で囲まれた区域

三 存続期間  
平成二十三年十一月一日から平成四十三年十月三十一日まで(二十年間)

薬菜山鳥獣保護区の項に次のように加える。

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

1 指定区分 森林鳥獣生息地

2 変更理由

当該区域は、加美町のほぼ中央部に位置する薬菜山を中心とした区域であり、県立自然公園船形連峰の一部に指定されている。区域の中心である薬菜山周辺は、スギ及びアカマツを中心とする人工林とブナ、ナラ及びクヌギの広葉樹林が森林を形成し、裾野には農耕地、採草地等が広がる。

<p>り、変化に富んだ自然環境である。このような自然環境を反映し、葉菜山周辺にはキジ、ヤマドリ等の多様な鳥類が生息しているほか、ツキノワグマ、国の特別天然記念物に指定されているニホンカモシカ等の大型獣類も生息している。</p> <p>このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域と認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区の区域を拡大するとともに、同条第七項の規定により存続期間を更新し、引き続き生息する鳥獣の保護を図るものである。</p> <p>3 管理方針</p> <p>区域を明確に表示するため制札を設置するとともに、ゴミの不法投棄、散乱等による鳥獣への影響を防止するため、県職員及び自然保護員による区域内の巡視、関係機関等と連携した啓発その他の活動に取り組み、鳥獣の生息及び繁殖に適した環境が保全されるよう適正に管理する。</p> <p>網地島鳥獣保護区の項第二号及び第三号を次のように改める。</p> <p>二 区域</p> <p>石巻市内網地島（岩礁を含む。）一円の区域</p>	<p>三 存続期間</p> <p>平成二十三年十一月一日から平成四十三年十月三十一日まで（二十年間）</p> <p>大島鳥獣保護区の項に次のように加える。</p> <p>四 鳥獣保護区の保護に関する指針</p> <p>1 指定区分 森林鳥獣生息地</p> <p>2 変更理由</p> <p>当該区域は、樹木が混生しており、温暖な気候で鳥獣の生息環境も良好であり、多種多様な鳥獣類が生息している。</p> <p>このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域と認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第七項の規定により存続期間を更新し、引き続き生息する鳥獣の保護を図るものである。</p> <p>3 管理方針</p> <p>区域を明確に表示するため制札を設置するとともに、ゴミの不法投棄、散乱等による鳥獣への影響を防止するため、県職員及び自然保護員による区域内の巡視、関係機関等と連携した啓発その他の活動に取り組み、鳥獣の生息及び繁殖に適した環境が保全されるよう適正に管理する。</p> <p>大島鳥獣保護区の項第二号及び第三号を次のように改める。</p> <p>二 区域</p> <p>気仙沼市大島（大島、唐島、小前見島、大前見島、通島、黒崎島及び侍島を含む。）一円の区域</p>
<p>三 存続期間</p> <p>平成二十三年十一月一日から平成四十三年十月三十一日まで（二十年間）</p> <p>網地島鳥獣保護区の項に次のように加える。</p> <p>四 鳥獣保護区の保護に関する指針</p> <p>1 指定区分 森林鳥獣生息地</p> <p>2 変更理由</p> <p>当該区域は、村田町の中心に位置する丘陵地で豊かな自然環境が保全されており、中学校、公園、老人保健施設、境内地等の公共施設、福祉施設等が点在し、自然に接しながらの学習、散策、療養並びに折念及び供養を行える憩いの場所として地域生活の重要な一部分を担っている。</p>	<p>三 存続期間</p> <p>平成二十三年十一月一日から平成四十三年十月三十一日まで（二十年間）</p> <p>網地島鳥獣保護区の項に次のように加える。</p> <p>四 鳥獣保護区の保護に関する指針</p> <p>1 指定区分 森林鳥獣生息地</p> <p>2 変更理由</p> <p>当該区域は、北上山地に属する牡鹿半島先端部の西方の海上に位置し、鳥しよとなつていて、区域内のほとんどが南三陸金華山国定公園に指定されており、豊かな自然環境が保全されている。また、豊かな自然環境のもと、数多くの野鳥の生息が確認されている。</p> <p>このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域と認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第七項の規定により存続期間を更新し、引き続き生息する鳥獣の保護を図るものである。</p> <p>3 管理方針</p> <p>区域を明確に表示するため制札を設置するとともに、ゴミの不法投棄、散乱等による鳥獣への影響を防止するため、県職員及び自然保護員による区域内の巡視、関係機関等と連携した啓発その他の活動に取り組み、鳥獣の生息及び繁殖に適した環境が保全されるよう適正に管理する。</p> <p>相山鳥獣保護区の項第二号及び第三号を次のように改める。</p> <p>二 区域</p> <p>柴田郡村田町村田地内の県道仙台村田線と荒川右岸との交点（二月田橋）を起点とし、同所から同河川右岸を北西進し県道巨理大河原川崎線との交点（萬崎橋）に至り、同所から同県道を北西進し町道西安寺線との交点に至り、同所から同町道を北東進し農道御堂線に接続し、同所から同農道を東進し県道仙台村田線との交点に至り、同所から同県道を南進し起点に至る線で囲まれた区域</p> <p>三 存続期間</p> <p>平成二十三年十一月一日から平成四十三年十月三十一日まで（二十年間）</p> <p>相山鳥獣保護区の項に次のように加える。</p> <p>四 鳥獣保護区の保護に関する指針</p> <p>1 指定区分 身近な鳥獣生息地</p> <p>2 変更理由</p> <p>当該区域は、村田町の中心に位置する丘陵地で豊かな自然環境が保全されており、中学校、公園、老人保健施設、境内地等の公共施設、福祉施設等が点在し、自然に接しながらの学習、散策、療養並びに折念及び供養を行える憩いの場所として地域生活の重要な一部分を担っている。</p>

この区域を鳥獣保護区とすることは多種にわたる野生鳥獣を保護することにのみならず、地域の自然環境維持のために必要と考えられる。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域と認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第七項の規定により存続期間を更新し、引き続き生息する鳥獣の保護を図るものである。

3 管理方針

区域を明確に表示するため制札を設置するとともに、ゴミの不法投棄、散乱等による鳥獣への影響を防止するため、県職員及び自然保護員による区域内の巡視、関係機関等と連携した啓発その他の活動に取り組み、鳥獣の生息及び繁殖に適した環境が保全されるよう適正に管理する。

牡鹿鳥獣保護区の項第二号及び第三号を次のように改める。

二 区域

石巻市給分浜字給分地先の海岸線と市道給分村第二号線の交点を起点とし、同市道を南進し市道給分村第一号線との交点に至り、同市道を南進し県道石巻鮎川線との交点に至り、同県道を東南進し市道鮎川新山線との交点に至り、同市道を北進し市道谷川鬼形線との交点に至り、同市道を北進し市道新山線との交点に至り、同市道を東進し石巻市新山浜字不動沢地先の海岸線との交点に至り、同海岸線沿いに黒崎、清崎、牧崎を経て起点に至る線で囲まれた一円の区域

三 存続期間

平成二十三年十一月一日から平成四十三年十月三十一日まで(二十年間)

牡鹿鳥獣保護区の項に次のように加える。

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

1 指定区分 森林鳥獣生息地

2 変更理由

当該区域は、北上山地に属する牡鹿半島先端部に位置している。区域内ほとんどが南三陸金華山国定公園に指定されており、また、クロマツ林、タブノキ群落等の二次林を中心に豊かな自然環境が保全されている。このような豊かな自然環境のもと、数多くの野鳥が生息していることから、当該区域は鳥類の生息のため重要な区域であると認められる。

一方、近年ニホンジカの生息頭数の増加に伴い林業・農業被害及び交通事故が多発しており、当該区域は狩猟者が立ち入らないニホンジカの繁殖地として、個体数増加の一因となっている。

このため、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区の区域を縮小するとともに、同条第七項の規定により存続期間を更新し、引き続き生息する鳥獣の保護を図るものである。

3 管理方針

区域を明確に表示するため制札を設置するとともに、ゴミの不法投棄、散乱等による鳥獣への影響を防止するため、県職員及び自然保護員による区域内の巡視、関係機関等と連携した啓発その他の活動に取り組み、鳥獣の生息及び繁殖に適した環境が保全されるよう適正に管理する。

○宮城県告示第七百八十七号

昭和五十六年宮城県告示第八十六号(鳥獣保護区の設定)の一部を次のように改正し、平成二十三年十一月一日から施行する。

平成二十三年十一月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

鳴子鳥獣保護区の項第二号及び第三号を次のように改める。

二 区域

大崎市鳴子温泉地内市道鳴子鍛冶谷沢線と市道川渡中道線の交点を起点とし、同所から市道川渡中道線を南進及び西進し県道鳴子小野田線との交点に至り、同所から同市道を西進し国道四十七号との交点に至り、同所から同国道を西進し市道鳴子要害線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道鳳鳴平線に至り、同所から同市道を西進し林道沼井線に接続する歩道に至り、同所から同歩道を西進し林道沼井線との交点に至り、同所から同林道を北進し市道沼井線に至り、同市道を北進し市道鳴子要害線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道鳥川線との交点に至り、同所から同市道を南西進し林道鳥川線に至り、同所から同林道を南西進し大崎市と加美町の境界線との交点に至り、同所から同境界線を西進し三角点(標高五百九十三・二メートル)に至り、同所から中山平に通ずる歩道を北進し大谷川の分流東沢を渡り市道中山平一号線との交点に至り、同所から同市道を北西進し国道四十七号との交点に至り、同所から同国道を北進し市道尿前線との交点に至り、同所から同市道を北進し国土交通省鳴子ダム管理道路との交点に至り、同所から同管理道路を北進し鳴子ダムサイト右岸に至り、同所から荒雄湖右岸を北進し宮城北部森林管理署巡視歩道神沢線との交点に至り、同所から同巡視歩道を北進し林道荒雄川線との交点に至り、同所から同林道を北進し市道矢楯線に至り、同所から同市道を北西進し国道百八号との交点に至り、同所から同国道を東南進し蟹沢橋に至り、同所から稜線を東進し三角点(四百七十六・二メートル)を経て更に東南進し半俵山及び三糸山を経て小豆坂峠へ南西進し、同所から未沢に通ずる歩道を南東進し国道百八号との交点に至り、同所から同国道を東進し市道末沢赤道線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道鳴子鍛冶谷沢線との交点に至り、同所から同市道を東南進し起点に至る線で囲まれた一円の区域

三 存続期間

平成二十三年十一月一日から平成四十三年十月三十一日まで（二十年間）  
 鳴子鳥獣保護区の項に次のように加える。

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

1 指定区分 森林鳥獣生息地

2 変更理由

当該区域は、オシドリが生息している鳴子峡をはじめ、ハクチョウが飛来する江合川赤道、カモ類が飛来する荒雄湖等の水辺を有するなど、変化に富む多様な鳥獣が生息する区域であり、栗駒国立公園も一部含むなど極めて恵まれた自然環境にある。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域と認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第七項の規定により存続期間を更新し、引き続き生息する鳥獣の保護を図るものである。

3 管理方針

区域を明確に表示するため制札を設置するとともに、ゴミの不法投棄、散乱等による鳥獣への影響を防止するため、県職員及び自然保護員による区域内の巡視、関係機関等と連携した啓発その他の活動に取り組み、鳥獣の生息及び繁殖に適した環境が保全されるよう適正に管理する。

○宮城県告示第七百八十八号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり特別保護地区を指定する。

平成二十三年十一月一日

一 名称

鳴子鳥獣保護区鳴子特別保護地区

二 区域

大崎市鳴子温泉地内国道四十七号と水無沢との交点を起点とし、同所から水無沢を南進し東日本旅客鉄道陸羽東線との交点に至り、同所から同陸羽東線を西進し鳴子トンネル入口に至り、同所と同トンネル出口とを直線で結ぶ線と宮城北部森林計画区（大崎市旧鳴子町）二十八林班界との交点に至り、同所から同林班界を南進し国有林宮城北部森林計画区百五十九林班界に至り、同所から同国有林境界を西進し奥鳴子峡遊歩道との交点に至り、同所から同遊歩道を北進し遊歩道入口に至り、同所から国道四十七号との最短地点を直線で結び、同所から同国道を北進及び北東進し起点に至る線で囲まれた一円の区域

三 存続期間

平成二十三年十一月一日から平成四十三年十月三十一日まで（二十年間）  
 鳥獣保護区の保護に関する指針

1 指定区分 森林鳥獣生息地

2 変更目的

当該区域は、大崎市鳴子温泉地区の西部に位置し、江合川をはじめとする水辺や、森林にはアカシデ、イタヤカエデ等の落葉広葉樹林が広がり環境の変化に富んだ地域である。

特に当該区域の中でも、鳴子峡は約二・五キロメートルの渓谷が続いており、ミソサザイ、キセキレイ等の鳥類の休息地として適した環境が保持されている。また、渓谷一帯は天然林が広がり、高木層にミスナラ、ケヤキ、ブナ等の落葉広葉樹が生育し、低木層にアワブキ、ムラサキシキブ、スズク、チマキザサが密生するなど周辺地域に比べて多様な生息空間を創出しているため、多様な森林性鳥類の生息地として特に適しているほか、ツキノワグマ、国の天然記念物に指定されているニホンカモシカ等も生息している。また、区域内では餌となるミスナラ、ブナ（ドングリ）等が特に豊富である。

このように、鳥獣の生息地として県内でも有数の恵まれた環境を有しており、また、多様な鳥獣の生息が認められることから、鳴子鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域と認められる。

このため、当該区域を鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十九条第一項に規定する特別保護地区に指定し、開発等を制限して当該地域に生息する鳥獣及び生息地の保護を図るものである。

3 管理方針

当該区域内の野生動物の生息に支障をきたすおそれのある行為を規制する制札を設置するとともに、ゴミの不法投棄、散乱等による鳥獣への影響を防止するため、県職員及び自然保護員による区域内の巡視、関係機関等と連携した啓発その他の活動に取り組みることにより、鳥獣の生息及び繁殖に適した環境が保全されるよう適正に管理する。

○宮城県告示第七百八十九号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十四条第一項の規定により、次のとおり休猟区を指定する。

平成二十三年十一月一日

一 名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

<p>四</p> <p>3 存続期間 平成二十三年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで(二年間)</p> <p>2 区域 刈田郡七ヶ宿町の宮城県と山形県との境界線と国道百十三号の交点を起点とし、同所から国道を東及び南東進し町道湯原稲子線との交点に至り、同所から同町道を南西進し国道三百九十九号との交点に至り、同所から同国道を西進し宮城県と福島県の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西進し宮城県と山形県の境界線との交点に至り、同所から宮城県と山形県の境界線を北東進し起点に至る線で囲まれた区域</p> <p>1 名称 田堀休獵区</p> <p>3 存続期間 平成二十三年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで(二年間)</p>	<p>熊鷹山休獵区</p> <p>2 区域 白石市小原地内の白石市と刈田郡七ヶ宿町の境界線と国道百十三号の交点を起点とし、同所から同国道を南東進し県道白石国見線との交点に至り、同所から同県道を南東、西及び南進し宮城県と福島県の境界線との交点に至り、同所から同境界線を西及び北進し白石市と七ヶ宿町の境界線との交点に至り、同所から白石市と七ヶ宿町の境界線を北、東及び北東進し起点に至る線で囲まれた区域</p> <p>3 存続期間 平成二十三年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで(二年間)</p> <p>二</p> <p>1 名称 毛無山休獵区</p> <p>2 区域 白石市大平中目地内の国道四号と市道威徳寺線との交点を起点とし、同所から同市道を東進し市道坂谷線との交点に至り、同所から市道坂谷線を東進し県道川前白石線との交点に至り、同所から同県道を南進し県道越河角田線との交点に至り、同所から県道越河角田線を南西及び北西進し国道四号との交点に至り、同所から同国道を北進し起点に至る線で囲まれた区域</p> <p>3 存続期間 平成二十三年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで(二年間)</p>
<p>六</p> <p>1 名称 泣面山休獵区</p> <p>2 区域 刈田郡七ヶ宿町字西森下地内の七ヶ宿町内民有林九十九林班と同百林班との境界線と町道滑塚線との交点を起点とし、同所から同町道を北西進し国道百十三号との交点に至り、同所から同国道を西進し町道大野沢線との交点に至り、同所から同町道を北西進し農道大野沢線に接続し、同所から同農道を北進し大野沢沿いの作業道に接続し、同所から同作業道を北西進し国有林と民有林との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東、北及び北東進し宮城県と山形県との境界線との交点に至り、同所から宮城県と山形県の境界線を北及び東進し国有林と民有林との境界線との交点に至り、同所から国有林と民有林との境界線を南進し大深沢との交点に至り、同所から同沢を南東及び南進し七ヶ宿町内民有林百林班と同百一林班との境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進し国有林と民有林との境界線との交点に至り、同所から国有林と民有林との境界線を南西進し七ヶ宿町内民有林九十九林班と同百林班との境界線との交点に至り、同所から七ヶ宿町内民有林九十九林班と同百林班との境界線を南西進し起点に至る線で囲まれた区域</p> <p>3 存続期間 平成二十三年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで(二年間)</p>	<p>大深沢休獵区</p> <p>2 区域 刈田郡七ヶ宿町字西森下地内の七ヶ宿町内民有林九十九林班と同百林班との境界線と町道滑塚線との交点を起点とし、同所から同町道を北西進し国道百十三号との交点に至り、同所から同国道を西進し町道大野沢線との交点に至り、同所から同町道を北西進し農道大野沢線に接続し、同所から同作業道を北西進し国有林と民有林との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東、北及び北東進し宮城県と山形県との境界線との交点に至り、同所から宮城県と山形県の境界線を北及び東進し国有林と民有林との境界線との交点に至り、同所から国有林と民有林との境界線を南進し大深沢との交点に至り、同所から同沢を南東及び南進し七ヶ宿町内民有林百林班と同百一林班との境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進し国有林と民有林との境界線との交点に至り、同所から国有林と民有林との境界線を南西進し七ヶ宿町内民有林九十九林班と同百林班との境界線との交点に至り、同所から七ヶ宿町内民有林九十九林班と同百林班との境界線を南西進し起点に至る線で囲まれた区域</p> <p>3 存続期間 平成二十三年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで(二年間)</p> <p>五</p> <p>1 名称 菅生休獵区</p> <p>2 区域 柴田郡村田町村田地内の県道岩沼蔵王線と県道仙台村田線との交点を起点とし、同所から県道仙台村田線を北及び北東進し町道菅生姥ヶ懐線との交点に至り、同所から同町道を南進しスポートランド菅生の南側に隣接する作業道との交点に至り、同所から同作業道を南東進し村田町と柴田郡柴田町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南進し県道岩沼蔵王線との交点に至り、同所から同県道を西進し起点に至る線で囲まれた区域</p> <p>3 存続期間 平成二十三年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで(二年間)</p>

柴田郡川崎町今宿地内の国道二百八十六号と町道古閑下田線との交点を起点とし、同所から同国道を西進し蔵王国定公園の境界線に至り、同所から同境界線を北及び東進し国有林道北太郎線との交点に至り、同所から同林道を東進し町道柳生川線に接続し、同町道を東進し国道四百五十七号との交点に至り、同所から同国道を東進し太郎川右岸との交点に至り、同所から同右岸を北西進し砂見沢本流との交点に至り、同所から同沢本流を南西進し砂見沢支流との交点に至り、同所から同沢支流を南西進し林道砂見沢線との交点に至り、同町道を南進し町道古閑下田線との交点に至り、同町道を西進し起点に至る線で囲まれた区域

3 存続期間  
平成二十三年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで（二年間）

七

1 名称  
青葉休猟区

2 区域

伊具郡丸森町大内地内の県道相馬大内線と町道大山線との交点を起点とし、同所から同町道を南進し天明グリーンヒルゴルフ場の西側に隣接する作業道との交点に至り、同所から同作業道を南進し宮城県と福島県との境界線との交点に至り、同所から同境界線を西進し町道砂川線との交点に至り、同所から同町道を北進し一般農道砂川地区線との交点に至り、同所から同農道を北東進し町道青葉黒佐野線との交点に至り、同所から同町道を東進し県道相馬大内線との交点に至り、同所から同県道を南東進し起点に至る線で囲まれた区域

3 存続期間  
平成二十三年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで（二年間）

八

1 名称  
坪沼休猟区

2 区域

仙台市太白区茂庭字大沢地内県道仙台村田線と市道茂庭二号線との交点を起点とし、同所から同県道を南東進し仙台市と名取市との境界線との交点に至り、同所から同境界を南東及び南西進し仙台市と村田町との境界線の交点に至り、同所から同境界線を西進し仙台市と川崎町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西進し国道二百八十六号との交点に至り、同所から同国道を北東進し市道茂庭二号線との交点に至り、同所から同市道を北東進し起点に至る線で囲まれた区域

3 存続期間  
平成二十三年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで（二年間）

九

1 名称  
七ツ森休猟区

2 区域

黒川郡大和町吉田地内町道高田線と国道四百五十七号との交点を起点とし、同所から同国道を南進し町道山崎西ノ原線との交点に至り、同所から同町道を西進し町道宮床難波線との交点に至り、同所から同町道を北西進し七ツ森遊歩道との交点に至り、同所から同歩道を北進し町道魚板兵士ヶ原線との交点に至り、同所から同町道を北及び東進し町道関下線との交点に至り、同所から同町道を東及び南東進し町道山ノ神禪興寺線との交点に至り、同所から同町道を北東進し町道高田線との交点に至り、同所から同町道を南東進し起点に至る線で囲まれた区域

3 存続期間  
平成二十三年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで（二年間）

十

1 名称  
沼井休猟区

2 区域

大崎市鳴子温泉川渡地内市道川渡中道線と県道鳴子小野田線との交点を起点とし、同所から同県道を南進し独立大学法人東北大学農学部附属農場向山地内十八林班との境界に至り、同所から同林班との境界に沿って西進し林道烏川線に至る作業道の交点に至り、同所から同林道を北東進し市道烏川線に接続し、同所から同市道を北東進し市道鳴子要害線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道沼井線に接続し、同所から同市道を南進し林道沼井線に接続し、同所から同林道を南進し同林道から市道鳳鳴平線に接続する歩道の交点に至り、同歩道を東進し、同市道との交点に至り、同所から同市道を北東進し市道片谷地線に接続する公衆用道路との交点に至り、同所から同道路を北進し市道片谷地線との交点に至り、同所から同市道を東進及び東南進し市道鳴子要害線との交点に至り、同所から同市道を東及び北進し国道四十七号との交点に至り、同所から同国道を東南進し県道鳴子小野田線との交点に至り、同所から同県道を東進し起点に至る線で囲まれた一円の区域

3 存続期間  
平成二十三年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで（二年間）

十一

1 名称

翁山休獵区

2 区域

加美郡加美町寒風沢地内林道長沼線と二ツ石川支流の前森沢との交点を起点とし、同所から同林道を南東進し町道寒風沢線との交点に至り、同所から同町道を北東進し林道小塚山線との交点に至り、同所から同林道を南西及び南東進し加美町字南(旧宮崎町)と同町門沢(旧小野田町)との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南及び南西進し沼頭牧道との交点に至り、同所から同牧道を南及び南西進し深沢との交点に至り、同所から同沢を南東進し国道三百四十七号との交点に至り、同所から同国道を西及び北西進し林道柳瀬線との交点に至り、同所から同林道を北西進し曲石沢との交点に至り、同所から同沢を東及び北進し林道宝森線に至る尾根に至り、同所から同尾根を北進し林道宝森線との交点に至り、同所から同林道を東及び北東進し林道ピングシ線との交点に至り、同所から同林道を北東及び北進し国有林宮城北部森林計画区二百四林班と二百五林班との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東及び東進しセンロ沢との交点に至り、同所から同沢を南東進し前森沢との交点に至り、同所から同沢を東進し起点に至る線で囲まれた一円の区域

3 存続期間

平成二十三年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで(二年間)

十二

1 名称

田川休獵区

2 区域

加美郡加美町宮崎字木田地先公衆用道路と国道三百四十七号との交点を起点とし、同所から同国道を西進し県道最上小野田線との交点に至り、同所から同県道を北西進し県道鳴子小野田線との交点に至り、同所から同県道を北及び東進し県道柳沢中新田線との交点に至り、同所から同県道を南東及び東進し町道小池前線との交点に至り、同所から同町道を南進し加美郡加美町宮崎字木田地先公衆用道路との交点に至り、同所から同町道を東進し起点に至る線で囲まれた一円の区域

3 存続期間

平成二十三年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで(二年間)

十三

1 名称

齊田休獵区

2 区域

加美町四日市場地内国道四四七号と鳴瀬橋左岸側との交点を起点とし、同所から県道中新田三本木線を南東、南、東、南東及び東進し国道四四三本木大橋左岸側に至り、同所から同国道を南、西及び南西進し大崎市三本木地区と黒川郡大衡村との境界線との交点に至り同所から同境界線を北及び北西進し黒川郡大衡村、加美郡色麻町及び大崎市三本木の三方境界線交点に至り、同所から大衡村と色麻町の境界線を西及び南進し色麻町道手倉線との交点に至り、同所から同町道を西進し県道本町大衡線との交点に至り、同所から同県道を西進し国道四百五十七号との交点に至り、同所から同国道を北進し起点に至る線で囲まれた一円の区域

3 存続期間

平成二十三年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで(二年間)

十四

1 名称

志波姫休獵区

2 区域

栗原市築館伊豆地内の国道三百九十八号と県道若柳築館線との交点を起点とし、同所から同国道を北東進し悪田地江川との交点に至り、同所から同河川を北進し若柳特定獵具禁止区域との交点に至り、同特定獵具禁止区域境を東、南及び南東進して県道若柳築館線との交点に至り、同所から同県道を南進し県道新田若柳線の交点を西進し、県道築館登米線との交点を西進し起点に至る線で囲まれた区域

3 存続期間

平成二十三年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで(二年間)

十五

1 名称

高森休獵区

2 区域

栗原市一迫真坂地内国道三百九十八号と県道栗駒岩出山線との交点を起点とし、同所から同国道を東進し市道西新田線との交点に至り、同所から同市道を南進し築館鳥獣保護区との交点に至り、同所から同保護区境界線を南東及び北東進して国道四号との交点に至り、同所から同国道を南進して県道真山高清水線との交点に至り、同所から同県道を北西進し県道古川一迫線との交

点に至り、同所より同県道を北西進し県道栗駒岩出山線との交点に至り、同県道を北進し起点に至る線で囲まれた区域

- 3 存続期間  
平成二十三年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで（二年間）

十六

- 1 名称  
狐ヶ森休猟区

2 区域  
登米市登米町日根牛字浦小路地内国道三百四十二号と県道東和登米線との交点を起点とし、同所から同県道を北進し県道志津川登米線との交点に至り、同所から同境界線を南進し国道四十五号との

交点に至り、同所から同国道を南東進し県道涌谷津山線との交点に至り、同所から同県道を西進し国道三百四十二号との交点に至り、同所から同国道を北進し起点に至る線で囲まれた区域（横山不動尊鳥獣保護区を除く。）

- 3 存続期間  
平成二十三年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで（二年間）

十七

- 1 名称  
高崎山休猟区

2 区域  
登米市東和町米川地内国道三百四十六号と県道馬籠東和線との交点を起点とし、同所から同県道を東進し市道合ノ木線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道相川線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道根郭相川線との交点に至り、同所から同市道を西進し県道東和登米線との交点に至り、同所から同県道を北進し市道錦織米谷線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道大谷野幹線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道穴山武道下線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道小童子大舟渡線との交点に至り、同所から同市道を北進し国道三百四十六号との交点に至り、同所から同国道を北東進し起点に至る線で囲まれた区域

- 3 存続期間  
平成二十三年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで（二年間）

十八

- 1 名称

2 区域

- 3 存続期間

2 区域  
太田・飯野休猟区

石巻市小船越字矢倉地内の県道河北桃生線と国道四十五号との交点を起点とし、同所から同県道を南西進し県道神取河北線との交点に至り、同所から同県道を西進し古川との交点に至り、同所から同河川の左岸を北西及び北東進し石巻市桃生町太田字内山崎地内の大網用水路との接続地点に至り、同所から同用水路の右岸を東進し北上川との合流地点に至り、同所から同河川の右岸を南進し北上大堰に至り、同所から国土交通省の北上大堰管理道を南進し県道河北桃生線との交点に至り、同所から同県道を南進し起点に至る線で囲まれた一円の区域

- 3 存続期間  
平成二十三年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで（二年間）

十九

- 1 名称  
徳仙丈山休猟区

2 区域  
気仙沼市本吉町曾坊堂地内林道曾坊堂線と県道本吉室根線との交点を起点とし、同所から同県道を北西及び南西進し宮城県と岩手県の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北及び北東進し旧気仙沼市、旧本吉町及び岩手県との三方の境界線との交点に至り、同所から旧気仙沼市と旧本吉町の境界線を南東進し徳仙丈山管理道路との交点に至り、同所から同管理道路を北東進し市道羽田川上線との交点に至り、同所から同市道を東進し同市道の起点と愛宕山山頂を結ぶ線との交点に至り、同所を南進し愛宕山山頂と林道曾坊堂線終点を結ぶ線の交点に至り、同所から南西進し林道稲持線と林道曾坊堂線終点に接続する沢との交点に至り、同所から同沢を南西進し林道曾坊堂線との交点に至り、同所から同林道を南西進し起点に至る線で囲まれた区域

- 3 存続期間  
平成二十三年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで（二年間）

二十

- 1 名称  
月立休猟区

2 区域  
気仙沼市柳沢地内国道二百八十四号と市道柳沢前木線との交点を起点とし、同所から同市道を西進し国道二百八十四号との交点に至り、同所から同国道を西進し岩手県と宮城県との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し林道細尾加茂線との交点に至り、同所から同林道を南

- 3 存続期間



西及び南東進し県道上八瀬気仙沼線との交点に至り、同所から同県道を南進し市道八瀬川線との交点に至り、同所から同市道を南及び南東進し起点に至る線で囲まれた区域

3 存続期間

平成二十三年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで（二年間）

二十一

1 名称

入谷休猟区

2 区域

本吉郡南三陸町志津川字小森地内国道三百九十八号と町道田尻畑線との交点を起点とし、同所から同町道を南進し、県道志津川登米線との交点に至り、同所から同県道を西進し南三陸町と登米市の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し旧国道三百九十八号との交点に至り、同所から同国道を東進し国道三百九十八号との交点に至り、同所から国道三百九十八号を東進し町道鏡石岩沢線との交点に至り、同所から同町道を東進し町道若沢水口沢線との交点に至り、同所から町道若沢水口沢線を北進及び南東進し農道蛇金線との交点に至り、同所から同農道を東進し農道大羅線との交点に至り、同所から農道大羅線を南東進し町道横断三号線に至る作業道との交点に至り、同所から同作業道を南東進し町道横断三号線との交点に至り、同所から同町道を北東進し町道表町線との交点に至り、同所から町道表町線を北進し町道弥惣峠線との交点に至り、同所から町道弥惣峠線を南東進し町道横断三号線との交点に至り、同所から町道横断三号線を南進し町道横断一号線との交点に至り、同所から町道横断一号線を南進し国道三百九十八号との交点に至り、同所から同国道を南東進し起点に至る線で囲まれた区域

3 存続期間

平成二十三年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで（二年間）

○宮城県告示第七百九十号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定により、次のとおり特定鳥獣の捕獲等を行うことができる休猟区の区域を指定する。

平成二十三年十一月一日

一 区域

毛無山休猟区の全部の区域  
菅生休猟区の全部の区域  
泣面山休猟区の全部の区域

宮城県知事 村 井 嘉 浩

青葉休猟区の全部の区域  
坪沼休猟区の全部の区域

二 捕獲することができる特定鳥獣

イノシシ

三 存続期間

平成二十三年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで（二年間）

○宮城県告示第七百九十一号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定により、次のとおり特定鳥獣の捕獲等を行うことができる休猟区の区域を指定する。

平成二十三年十一月一日

一 区域

太田・飯野休猟区の全部の区域  
月立休猟区の全部の区域

二 捕獲することができる特定鳥獣

ニホンジカ

三 存続期間

平成二十三年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで（二年間）

○宮城県告示第七百九十二号

昭和四十六年宮城県告示第九百七十五号（銃猟禁止区域の設定）の一部を次のように改正し、平成二十三年十一月一日から施行する。

平成二十三年十一月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

天明銃猟禁止区域の項第一号から第三号までを次のように改める。

一 名称

天明特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

伊具郡丸森町大内地内の県道相馬大内線と町道大山線との交点を起点とし、同所から同県道を東進し宮城県と福島県の境界線に至り、同所から同境界線を南進し天明山を経て天明グリーンヒルゴルフ場の西側に隣接する作業道との交点に至り、同所から同作業道を北進し町道大山線との交点に至り、同所から同町道を北進し起点に至る線で囲まれた区域

三 存続期間

平成二十三年十一月一日から平成四十三年十月三十一日まで(二十年間)

仙台南銃猟禁止区域の項第一号から第三号までを次のように改める。

一 名称

仙台南特定猟具使用禁止区域(銃)

二 区域

仙海市若林区藤塚地内県道塩釜巨理線と名取川左岸との交点を起点とし、同所から同県道を南西進し県道関上港線との交点に至り、同所から同県道を西進し国道四号バイパスとの交点に至り、同所から同国道を北進し県道名取村田線との交点に至り、同所から同県道を北西及び西進し名取市道三日町熊野堂線との交点に至り、同所から同市道を北西進し国道二百八十六号との交点に至り、同所から同国道を北西進し仙台市道鹿野人來田線との交点に至り、同所から同市道を北東進し国道一百八十六号との交点に至り、同所から同国道を北東進し仙台市道元寺小路郡山線との交点に至り、同所から同市道を北西及び北東進し広瀬川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を南東進し国道四号との交点に至り、同所から同国道を北東進し広瀬川左岸との交点に至り、同所から同川及び名取川左岸を南東進し起点に至る線で囲まれた区域

三 存続期間

平成二十三年十一月一日から平成四十三年十月三十一日まで(二十年間)

仙台東銃猟禁止区域の項第一号から第三号までを次のように改める。

一 名称

仙台東特定猟具使用禁止区域(銃)

二 区域

宮城郡七ヶ浜町花洲山地内七ヶ浜町道君ヶ岡線と県道多賀城七ヶ浜塩釜線との交点を起点とし、同所から同県道を南西進し町道菖蒲田海岸線との交点に至り、同所から同町道を南進し海岸線との交点に至り、同所から同海岸線を南西進し仙台北防波堤基部に至り、同所から同洋埠頭北東端に直進し同所から仙台北海岸壁を南西及び西進し仙台塩釜港(仙台港区)臨空道路南海岸線との交点に至り、同所から同臨空道路を西進し同臨空道路南幹線との交点に至り、同所から同臨空道路を南進し同臨空道路蒲生幹線との交点に至り、同所から同臨空道路を西進し仙台市道西原一号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道西原十一号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道西原九号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道西原七号線との交点に至り、同所から同市道を南進し七北田川左岸貞山堀北開門西側基部に至り、同所から同川右岸県道仙台・巨理自動車道線の北東端に直進し同所から同県道を北西進し国道四十五号(福田大橋)との交点に至り、同所

から同国道を東進し七北田川左岸に至り、同所から同川左岸を北及び北西進し県道仙台松島線との交点に至り、同所から同県道を北東進し県道若切停車場線との交点に至り、同所から同県道を北西進し市道若前羽黒二号線との交点に至り、同所から同市道を北東進し市道若前羽黒一号線との交点に至り、同所から同市道を北東進し利府町道菅谷沢線との交点に至り、同所から同町道を北東進し町道高島線との交点に至り、同所から同町道を北進し町道沢乙一号線との交点に至り、同所から同町道を北進し県道塩釜吉岡線との交点に至り、同所から同県道を北進し利府町と大和町の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東及び南東、北東進し林道節ヶ崎線との交点に至り、同所から同林道を南東進し惣の関ダム管理道路内の目橋との交点に至り、同所から同橋を南進し森郷キャンプに至る道路との交点に至り、同所から同道路を南東進し鷹戸屋無線中継所から惣の関ダムへ注ぐ沢との交点に至り、同所から同沢を南進し鷹戸屋無線中継所に至り、同所から同橋通りを南東及び北東進し民有林利府町二十二林班ち小班群八小班と十一小班的境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東進し利府町道惣の関線との交点に至り、同所から同町道を南東進し県道仙台松島線との交点に至り、同所から同県道を南進し町道東町線との交点に至り、同所から同町道を南西進し町道関根線との交点に至り、同所から同町道を南東進し県道塩釜吉岡線との交点に至り、同所から同県道を南東進し利府町と塩竈市の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西進し県道塩釜吉岡線との交点に至り、同所から同県道を北西進し利府町道笹町在加瀬線との交点に至り、同所から同町道を南西進し町道在加瀬線との交点に至り、同所から同町道を南西進し宮城東部衛生処理組合から貴船神社北側に至る里道との交点に至り、同所から同里道を東進し多賀城市市川線との交点に至り、同所から同市道を北東進し多賀城市と塩竈市の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東及び南及び東進し多賀城市道下馬森郷線との交点に至り、同所から同市道を南東進し県道塩釜七ヶ浜多賀城線との交点に至り、同所から同県道を東進し七ヶ浜町道君ヶ岡線との交点に至り、同所から同町道を南東進し起点に至る線で囲まれた区域

平成二十三年十一月一日から平成四十三年十月三十一日まで(二十年間)

大郷銃猟禁止区域の項第一号から第三号までを次のように改める。

一 名称

大郷特定猟具使用禁止区域(銃)

二 区域

黒川郡大郷町味明地内町道味明雉喰線と県道小牛田松島線との交点を起点とし、同所から同県道を南及び南西進し県道大和松島線との交点に至り、同所から同県道を北西進し県道大和幅谷線との交点に至り、同所から同県道を北東進し町道味明雉喰線との交点に至り、同所から同町道を南東進

し起点に至る線で囲まれた区域

三 存続期間

平成二十三年十一月一日から平成四十三年十月三十一日まで（二十年間）

一 名称  
籠岳銃猟禁止区域の項第一号から第三号までを次のように改める。

籠岳特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

遠田郡涌谷町地内町道籠岳山線と町道金山二号線との交点を起点とし、町道金山二号線を南東進し町道金山一号線に接続し、同所から同町道を南進し町道笠石山線との交点に至り、同所から同町道を南進し金山一号線との交点に至り、同所から同町道を南進し町道馬場崎玄岡線との交点に至り、同所から同町道を西進及び北西進し町道平山一号線との交点に至り、同所から同町道を北東進及び北進し町道追戸沢線との交点に至り、同所から同町道を北進し町道籠岳山線との交点に至り、同所から同町道を北東進し起点に至る線で囲まれた一円の地域

三 存続期間

平成二十三年十一月一日から平成四十三年十月三十一日まで（二十年間）

一 名称  
涌谷銃猟禁止区域の項第一号から第三号までを次のように改める。

涌谷特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

遠田郡涌谷町地内町道馬場崎玄岡線と県道涌谷田尻線との交点を起点とし、県道涌谷田尻線を北北西進し涌谷橋麓より右折し八十八ヶ所堂に通ずる歩道を東進し八十八ヶ所堂北側を経て町道福沢黄金山線との交点に至り、同所から同町道を南進し町道福沢一号線に接続し、同所から同町道を南進し町道日向町一号線との交点に至り、同所から同町道を東進し町道馬場崎玄岡線との交点に至り、同所から同町道を西進し起点に至る線で囲まれた一円の区域

三 存続期間

平成二十三年十一月一日から平成四十三年十月三十一日まで（二十年間）

一 名称  
階上銃猟禁止区域の項第一号から第三号までを次のように改める。

階上特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

気仙沼市長磯赤貝地内市道田中赤貝線と市道長磯赤貝線の交点を起点とし、同所から市道田中赤

貝線を南西進し市道岩尻縦貫線との交点に至り、同所から同町道を西進し市道萱蒲沢線との交点に至り、同所から同町道を北西進し林道岩倉線との交点に至り、同所から同林道を北進し同市と旧本吉町の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進し同市最知荒沢に至る歩道との交点に至り、同所から同歩道を北進し市道荒沢三号線との交点に至り、同所から同市道を北東進し市道荒沢四号線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道田中赤貝線との交点に至り、同所から同市道を南進し起点に至る線で囲まれた区域

三 存続期間

平成二十三年十一月一日から平成四十三年十月三十一日まで（二十年間）

○宮城県告示第七百九十三号

昭和五十六年宮城県告示第九百九十四号（銃猟禁止区域の設定）の一部を次のように改正し、平成二十三年十一月一日から施行する。

平成二十三年十一月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 名称  
泉・富谷銃猟禁止区域の項第一号から第三号までを次のように改める。

泉・富谷特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

黒川郡富谷町太子堂地内竹林川と町道仏太子堂中線との交点を起点とし、同所から同町道を南東進し町道学校前線との交点に至り、同所から同町道を南進し県道西成田宮床線との交点に至り、同所から同県道を南東進し富谷町穀田と富谷の大字境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西進し富谷町穀田ととの木の木の大字境界線との交点に至り、同所から同境界線を南進し富谷町穀田と富谷の大字境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西進し富谷町穀田とあけの平の大字境界線との交点に至り、同所から同境界線を南進し富谷町穀田と富谷の大字境界線との交点に至り、同所から同境界線を南進し町道上向田線との交点に至り、同所から同境界線を南進し県道仙台三本木線の法円寺橋北端から西進する直線との交点に至り、同所から同直線を東進し県道仙台三本木線との交点に至り、同所から同県道を南進し町道上向田線との交点に至り、同所から同町道を東及び南進し町道石積岩切線との交点に至り、同所から同町道を南東進し富谷町と仙台市の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南及び北西進し東北自動車道との交点に至り、同所から同自動車道を南西進し仙台市道北山根白石線との交点に至り、同所から同市道を北進し県道泉塩釜線との交点に至り、同所から同県道を東進し市道白藤線との交点に至り、同所から同市道を北西進し市道桐ヶ崎年川線との交点に至り、同所から同市道を北西進し国道四百五十七号との交点に至り、同所から同国道を北西進し県道泉ヶ岳公園線との交点に至り、同所から

同県道を北西進し市道細田鳥居原線との交点に至り、同所から同市道を北西進し国道四百五十七号との交点に至り、同所から同国道を北東進し宮床ダム右岸作業道との交点に至り、同所から同作業道を南及び北西、南西進し市道川向堂所線との交点に至り、同所から同市道を南進しNTT根白石無線中継への作業道との交点に至り、同所から同作業道を南東進し仙台市と大和町の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東及び南西、南東進し大和町道石倉線との交点に至り、同所から同町道を北東進し町道石倉七北田線との交点に至り、同所から同町道を北東進し県道大衡仙台線との交点に至り、同所から同県道を北東進し竹林川との交点に至り、同所から同川を北東進し県道西成田宮床線との交点に至り、同所から同県道を東進し大和町と富谷町の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し竹林川との交点に至り、同所から同川を北東進し起点に至る線で囲まれた区域

三 存続期間  
平成二十三年十一月一日から平成四十三年十月三十一日まで（二十年間）

大迫銃猟禁止区域の項第一号から第三号までを次のように改める。

一 名称

大迫特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

大崎市鹿島台地内県道大迫松山線と市道員抜沢線との交点を起点とし、同所から同県道を南東進し市道山谷線との交点に至り、同所から同市道を北東進し東北電力送電線石巻二号線との交点に至り、同所から同送電線を南東進し林道塚の入八幡線との交点に至り、同所から同林道を南進及び西進し林道鴻の巢線との交点に至り、同所から同林道を南進し同林道に接続する私道及び歩道を南進し市道平渡大迫線との交点に至り、同所から同市道を南西進及び北西進し市道苗代沢線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道大新松山線との交点に至り、同所から同市道を北西進し県道大迫松山線に至る歩道との交点に至り、同所から同歩道を西進し県道大迫松山線との交点に至り、同所から同市道を南西進し市道員抜沢線との交点に至り、同所から同市道を北進及び東進し起点に至る線で囲まれた一円の地域

三 存続期間

平成二十三年十一月一日から平成四十三年十月三十一日まで（二十年間）

一 名称

豊里銃猟禁止区域（銃）

二 区域

登米市豊里町小口前地内県道河南米山線と県道小島豊里線と市道山下一号線の三方交点を起点と

し、同所から同市道を北東進し市道豊里小学校線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道鳥越唐崎線との交点に至り、同所から同市道を南東進し市道加々巻線との交点に至り、同所から同市道を南東進し東日本旅客鉄道株式会社気仙沼線との交点に至り、同所から同線を南西進し県道河南米山線との交点に至り、同所から同県道を北進し起点に至る線で囲まれた区域

三 存続期間  
平成二十三年十一月一日から平成四十三年十月三十一日まで（二十年間）

○宮城県告示第七百九十四号  
平成三年宮城県告示第十二百三十二号（銃猟禁止区域の設定）の一部を次のように改正し、平成二十三年十一月一日から施行する。

平成二十三年十一月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

愛島笠島銃猟禁止区域の項第一号から第三号までを次のように改める。

一 名称

愛島笠島特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

名取市愛島笠島地内市道笠島中道線と市道上平宮脇線との交点を起点とし、同所から市道上平宮脇線を南進し県道仙台・岩沼線との交点に至り、同所から同県道を南進し名取市と岩沼市との境界線に至り、同所から同境界線を北西進し名取市愛島北目と愛島台との大字境界線に至り、同所から同境界線を北東進し市道笠島川内線に至る車道との交点に至り、同所から同歩道を北東進し市道笠島川内線との交点に至り、同所から同市道を北東進し市道笠島中道線との交点に至り、同所から同市道を南東進し起点に至る線で囲まれた区域

三 存続期間

平成二十三年十一月一日から平成四十三年十月三十一日まで（二十年間）

一 名称

愛島塩手特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

名取市愛島地内市道塩手滝沢線と市道塩手岩沢線との交点を起点とし、同所から市道塩手岩沢線を南西進し岩沢川橋との交点に至り、同所から同橋を南進し市道内館線との交点に至り、同所から同市道を南西進し同市道の終点に至り、同所から高館川上に至る山道を西及び北進し高館川上と愛島笠島の大字境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西進し標高百九十五メートルの山に至

る山道との交点に至り、同所から同山道を北進し樽水から滝沢に至る歩道との交点に至り、同所から同歩道を北東進し標高百八十三メートルの山頂に至り、同所から愛島塩手字西滝沢に至る歩道を南東及び北東、南進し市道塩手滝沢線との交点に至り、同所から同市道を西及び南東進し起点に至る線で囲まれた区域

三 存続期間

平成二十三年十一月一日から平成四十三年十月三十一日まで（二十年間）

長沼銃猟禁止区域の項第一号から第三号までを次のように改める。

一 名称

長沼特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

登米市迫町北方字天形地内県道古川沼線と宮城県長沼漕艇場へ至る道路との交点を起点とし、同所から同県道を西進し長沼フートピア公園西側管理用道路との交点に至り、同所から同管理用道路を北進し市道長沼ダム湖周線との交点に至り、同所から同市道を北東進し宮城県長沼漕艇場棧橋西端に至り、同所から同棧橋を東進し同棧橋東端に至り、同所から長沼川右岸を南進し県道古川沼線から宮城県長沼漕艇場に至る道路との交点に至り、同所から同道路を南進し起点に至る線で囲まれた区域

三 存続期間

平成二十三年十一月一日から平成四十三年十月三十一日まで（二十年間）

○宮城県告示第七百九十五号

平成十五年宮城県告示第千十六号（指定猟法禁止区域の指定）の一部を次のように改正し、平成二十三年十一月一日から施行する。

平成二十三年十一月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

牡鹿半島指定猟法禁止区域の項第一号から第三号までを次のように改める。

一 名称

牡鹿半島指定猟法禁止区域（鉛製ライフル弾）

二 区域

石巻市渡波地内の万石橋左岸を起点とし、同所から万石浦南岸を東、北西、東及び北進し東日本鉄道株式会社石巻線との交点に至り、同所から同線を北東進し女川町道浦宿猪落線との交点に至り、同所から同町道を南東進し町道蓬田針浜線に通じる私道との交点に至り、同所から同私道を東進し町道蓬田針浜線との交点に至り、同所から同町道を南東進し女川町民有林二十九林班と三十林班と

の交点に至り、同所から同境界線を南東進し二十九林班ろ小班群との交点に至り、同所から二十九林班ろ小班群とは小班群との境界線を北東進し二十九林班ろ小班群との交点に至り、同所から同境界線を南東進し二十九林班ろ小班群とろ小班群との交点に至り、同所から二十九林班ろ小班群とろ小班群との境界線を東進し二十八林班ろ小班群と二十九林班ろ小班群との交点に至り、同所から二十八林班と二十九林班との境界線を南及び南東進し二十八林班と二十九林班との交点に至り、同所から二十八林班と三十一林班との境界線を南及び東進し三十二林班との交点に至り、同所から三十二林班との境界線を南東進し二十三林班との交点に至り、同所から二十三林班と三十二林班との境界線を南東進し三十三林班と三十二林班との交点に至り、同所から三十三林班との境界線を南東進し

三十三林班と三十三林班との交点に至り、同所から三十三林班との境界線を南東進し

三十三林班と三十三林班との交点に至り、同所から三十三林班との境界線を南東進し

三十三林班と三十三林班との交点に至り、同所から三十三林班との境界線を南東進し

三十三林班と三十三林班との交点に至り、同所から三十三林班との境界線を南東進し

三十三林班と三十三林班との交点に至り、同所から三十三林班との境界線を南東進し

三十三林班と三十三林班との交点に至り、同所から三十三林班との境界線を南東進し

三十三林班と三十三林班との交点に至り、同所から三十三林班との境界線を南東進し

三十三林班と三十三林班との交点に至り、同所から三十三林班との境界線を南東進し

三十三林班と三十三林班との交点に至り、同所から三十三林班との境界線を南東進し

三十三林班と三十三林班との交点に至り、同所から三十三林班との境界線を南東進し

三十三林班と三十三林班との交点に至り、同所から三十三林班との境界線を南東進し

三十三林班と三十三林班との交点に至り、同所から三十三林班との境界線を南東進し

三十三林班と三十三林班との交点に至り、同所から三十三林班との境界線を南東進し

三十三林班と三十三林班との交点に至り、同所から三十三林班との境界線を南東進し

三十三林班と三十三林班との交点に至り、同所から三十三林班との境界線を南東進し

三十三林班と三十三林班との交点に至り、同所から三十三林班との境界線を南東進し

三十三林班と三十三林班との交点に至り、同所から三十三林班との境界線を南東進し

三十三林班と三十三林班との交点に至り、同所から三十三林班との境界線を南東進し

三十三林班と三十三林班との交点に至り、同所から三十三林班との境界線を南東進し

三十三林班と三十三林班との交点に至り、同所から三十三林班との境界線を南東進し

三十三林班と三十三林班との交点に至り、同所から三十三林班との境界線を南東進し

三十三林班と三十三林班との交点に至り、同所から三十三林班との境界線を南東進し

三十三林班と三十三林班との交点に至り、同所から三十三林班との境界線を南東進し

三十三林班と三十三林班との交点に至り、同所から三十三林班との境界線を南東進し

三十三林班と三十三林班との交点に至り、同所から三十三林班との境界線を南東進し

三十三林班と三十三林班との交点に至り、同所から三十三林班との境界線を南東進し

三十三林班と三十三林班との交点に至り、同所から三十三林班との境界線を南東進し

三十三林班と三十三林班との交点に至り、同所から三十三林班との境界線を南東進し

三十三林班と三十三林班との交点に至り、同所から三十三林班との境界線を南東進し

三十三林班と三十三林班との交点に至り、同所から三十三林班との境界線を南東進し

○宮城県告示第七百九十六号

平成二十三年十一月一日から平成二十四年十月三十一日まで（一年間）

三 存続期間

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十三年十一月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 菜・ステーション

一 代表者の氏名 伊藤 俊彦

二 主たる事務所の所在地 仙台市宮城野区岩切字鴻巣四十四番地の八

三 定款に記載された目的 この法人は、「食べてもらいたい」、「美味しいと言ってもらいたい」という農業従事者と、「健康」と「安心」を求める消費者との提携拡大をしていく。各々の抱える社会的問題に対する不安を解消するための支援活動、生活に係わる啓蒙活動、双方向交流による情報と認識の向上のための活動等を継続して行うことにより、人々が安心して心豊かに生活していける輪廻を生むことで、地域社会の活性化に寄与し続けることを目的とする。

四 申請のあった年月日 平成二十三年九月三十日

○宮城県告示第七百九十七号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により認定した次の救急医療機関の開設者から、平成二十三年九月三十日をもって、救急業務協力の申出を撤回する旨届出があった。

平成二十三年十一月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地
女川町立病院	女川町鷲神浜字堀切山五十一・六

○宮城県告示第七百九十八号

平成十九年宮城県告示第三百十八号（漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定）の一部を次のように改正し、平成二十三年十一月一日から施行する。

平成二十三年十一月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

法第百十四条第三号に掲げる漁業（小割り式きんざけ養殖業）の表宮城県第四加入区の中

区第1518号漁業権の漁場の区域

を

区第1517号漁業権の漁場の区域

に改め、同表宮城県第五加入

区の中 区第1523号漁業権の漁場の区域

を

区第1524号漁業権の漁場の区域

に改め、同表宮城県第六加入

区の中 区第1528号漁業権の漁場の区域

を

区第1529号漁業権の漁場の区域

に改め、同表宮城県第七加入

区の中 区第1533号漁業権の漁場の区域

を

区第1534号漁業権の漁場の区域

に改め、同表宮城県第九加入

区の項を次のように改め。

（削除）

法第百十四条第三号に掲げる漁業（小割り式きんざけ養殖業）の表宮城県第二十七加入区の中

区第2552号漁業権の漁場の区域

を

区第2555号漁業権の漁場の区域

に改め、同表中

宮城県第30加入区	区第2331号漁業権の漁場の区域
牡鹿第1加入区	区第2524号漁業権の漁場の区域
牡鹿第2加入区	区第2526号漁業権の漁場の区域

宮城県第30加入区	区第2332号漁業権の漁場の区域
宮城県第31加入区	区第2434号漁業権の漁場の区域
牡鹿第1加入区	区第2526号漁業権の漁場の区域
牡鹿第2加入区	区第2528号漁業権の漁場の区域

に改める。

○宮城県告示第七百九十九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成二十三年十一月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 家畜伝染病の種類  
    三 ーネ病
- 二 畜種  
    牛（ホルスタイン種）
- 三 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数  
    患畜 一頭
- 四 発生場所又は区域  
    大崎市
- 五 発生年月日  
    平成二十三年十月十八日
- 六 患畜の取扱い

法令殺

○宮城県告示第八百号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県美術館特別展「フェルメールからのラブレター展」に係る観覧料の徴収事務を平成二十三年十月十九日次のとおり委託した。

平成二十三年十一月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区五橋一丁目二番二十八号  
株式会社河北新報社

二 委託期間

平成二十三年十月二十七日から平成二十三年十二月十二日まで

公 告

○都市計画に関する公聴会規則（昭和四十五年宮城県規則第三号）第二条第一項の規定により、仙塩広域都市計画区域区分の変更に係る公聴会を次のとおり開催する。

平成二十三年十一月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公聴会の日時及び場所

日 時	場 所
平成二十三年十一月十六日（水）午後七時から	仙台市若林区荒井字堀添六五・五 仙台市七郷市民センター

二 件名

仙塩広域都市計画区域区分の変更（素案）について

三 公述申出者の資格

公聴会に出席して意見を述べることができる者（以下「公述申出者」という。）は、仙台市の住民又は利害関係人とする。

四 公述の申出等

1 公述申出者は、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所、年齢及び職業（法人にあっては、法人の名称及び所在地並びに当該法人を代表して意見を述べようとする者の氏名、住所、年齢及

び当該法人との関係)を記載した書面(以下「公述申出書」という。)により、宮城県知事に申し出ること。

2 公述申出書の提出期限は、平成二十三年十一月十一日(金)までとする。ただし、公述申出書を郵送する場合は、同日付けの消印のあるものまでを受け付ける。

3 意見の要旨の全部がこの素案に関係しないとき又は意見の要旨を同じくする者が多数あるときは、公述人に選定しないことがある。また、公述人が多数あるときは公述の時間を制限し、意見の要旨にこの素案と関係ない部分があるときは当該部分の公述を認めないことがある。

4 公聴会の傍聴を希望する者は、当日、直接会場の受付に申し込むこと。ただし、入場は先着順とするので、満員になったときは、入場を制限することがある。

なお、公述人に選定された者がいないときは、公聴会の開催を取りやめる。

五 仙塩広域都市計画区域区分の変更(素案)の概要

次の地区のうち、現在市街化調整区域となっている地域約六八・四ヘクタールを市街化区域に編入する。

市町村名	地区名	面積(ha)
仙台市	荒井南	一七・八
仙台市	荒井西	五〇・六

六 その他

この公聴会及び素案の内容についての問い合わせは、宮城県土木部都市計画課(仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三三・三三三四)に行ってください。

〇都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十三年十一月一日

- 一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称  
宮城県知事 村 井 嘉 浩  
多賀城市留ヶ谷一丁目八十八番一  
仙台市宮城野区榴岡四丁目二番三号
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)  
エム・アール・ディー仙台株式会社

教育委員会

宮城県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年十一月一日

宮城県教育委員会

委員長 勅使瓦 正 樹

〇宮城県教育委員会規則第十五号

宮城県立高等学校学則の一部を改正する規則

宮城県立高等学校学則(昭和二十五年宮城県教育委員会規則第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表宮城県仙台一華高等学校の項中 「二八〇」を「二四〇」に改め、同表

宮城県泉高等学校の項中 「二八〇」「二四〇」を「二四〇」「二八〇」に改め、同表宮城県石巻

好文館高等学校の項及び同表宮城県石巻北高等学校の項を削り、同表宮城県塩釜高等学校の項を

「宮城県塩釜高等学校」を「普通科 三年 男女 三三〇 三三〇 三八〇 三八〇」に改め、同表宮城県白

石高等学校の項を 「宮城県白石高等学校」を「看護科 三年 男女 四〇 四〇 四〇 四〇」に改

め、同表宮城県米谷工業高等学校の項中 「」を「四〇」を「」に改め、

同表宮城県一迫商業高等学校の項中 「四〇」「四〇」「四〇」「四〇」を「四〇」「四〇」に改め、同表

宮城県柴田高等学校の項中 「一六〇」「二二〇」を「二二〇」「一六〇」に改め、同表宮城県黒

川高等学校の項を 「宮城県黒川」を「普通科 三年 男女 八八〇 八八〇 八八〇」に改



高等学校
電子工学科
環境技術科
三年
男女
四〇〇
四〇〇
四〇〇

め、同表宮城県女川高等学校の項中

八〇
八〇
八〇

を

—
八〇
八〇

に改める。

別表第一第二号の表宮城県石巻好文館高等学校の項中

—
---

を

二〇〇
-----

に改め、同

表宮城県石巻北高等学校の項中

二四〇
—

を

二〇〇
二四〇

に改め、同表宮城

県白石高等学校の項中

—
---

を

二四〇
-----

に改める。

別表第三の表宮城県仙台第一高等学校の項中

宮城県仙台第一高等学校
-------------

を

宮城県美田園高等学校

に改め、同表備考中「三年」の下に「又は三年六月」を、「とある

のは、「の下に「三年の期間の修業にあつては」を、「三年」の下に「と、三年六月の期間の修業にあつては「三年六月」を加える。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

県立中学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年十一月一日

宮城県教育委員会

委員長 勅使瓦 正 樹

○宮城県教育委員会規則第十六号

県立中学校学則の一部を改正する規則

県立中学校学則（平成十六年宮城県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

別表宮城県仙台二華中学校の項中

—
---

を

八〇
----

に改める。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

### 選挙管理委員会

○宮選管告示第百二十四号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十三年十一月一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐 藤 健 一

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

宮城県公職選挙執行規程（昭和三十一年宮選管告示第十号）の一部を次のように改正する。

別表第二社会福祉法人旭壽会特別養護老人ホーム一心苑の項の次に次のように加える。

特別養護老人ホーム万葉苑

同 市北村字下田三四二番地

附 則

この告示は、平成二十三年十一月一日から施行する。